

④ ノー自転車ゾーンの改善について

2019 年度 4 月から、自転車に乗車することなく押しながら通り抜けること、並びに 20 時から翌 8 時は自転車走行可とする規制緩和が、実現しています。ただし、「学生自治会が要望に対して一定の責任を持ち、緩和案が実行されれば、学生センターと学生自治会とが協働して、自転車のルール順守とマナーアップに関するキャンペーンを定期的に実施するという確認」とセットでの緩和実施です。

⑤ ノー自転車ゾーンの管理の厳正化

「学生自治会が要望に対して一定の責任を持ち、緩和案が実行されれば、学生センターと学生自治会とが協働して、自転車のルール順守とマナーアップに関するキャンペーンを定期的に実施するという確認」のもとに、緩和改善策を実現させました。

「管理の厳正化」については、このように、学生センターの強制力による管理は、できるかぎり最小限にとどめ、学生たちの意見を取り入れて、協働でルール決定・実施を行っていく方が、よりよい管理運営ができると考えています。今後も、学生自治会はじめ、学生各団体のご理解ご協力をお願いします。



⑥ 情報設備を改善すること

接続までの手順が多いことや全学無線 LAN の電波状況の改善については、全学無線 LAN システムの更新に伴い、改善できる場所については検討させていただきます。

スマートフォンの全学無線 LAN 利用に関しては、検疫のシステムがスマートフォンに対応していないため、セキュリティ上の問題から OPU-Student は利用できません。

スマートフォンでの無線の利用拡大についてはセキュリティを勘案しながら今後検討させていただきます。

回答は以上です。今後も学生自治会といたしましては、よりよい学生生活を送るために大学側に働きかけを行っていきます。